

(V) 養蜂等振興推進事業

第1 趣旨

要綱第2の5の(5)の養蜂等振興推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施主体

1 蜜源等実態把握調査事業

要綱別表5のVの1の事業実施主体の欄の2の生産局長が別に定める要件は、代表者、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行いうる団体であることとする。

2 蜜源植物の植栽支援事業、飼養管理等のデータ収集調査事業、花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業

要綱別表5のVの2、3、4のいずれかの事業を実施しようとする産地においては、養蜂等振興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとし、事業実施主体の欄の生産局長が別に定める要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村、関係機関等（都道府県、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会、養蜂家が組織する団体、試験研究機関、大学等）、農業者（養蜂家を含む）より協議会が構成されていること。

このうち、市町村（都道府県の区域を事業実施地区とする場合にあっては当該都道府県。）及び農業者（養蜂家を含む。）は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当するすべての市町村を構成員とする。

- (2) 養蜂等振興推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第3 事業の内容

- 1 要綱別表5のVの事業内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 蜜源等実態把握調査事業

蜜蜂飼育の届出義務の拡大、蜜源植物の保護増殖、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等を新たに明記した改正後の養蜂振興法(昭和30年法律第180号)の円滑な施行を図るため、次の取組を行うものとする。

ア 検討会の開催

改正後の養蜂振興法に対応し、各都道府県における蜜蜂の飼育状況の把握、蜜源の有効活用及び整備に関する計画の検討、蜂群配置調整方針等の検討を行うため、

養蜂家、耕種農家、都道府県、市町村、農林業者団体、学識経験者等による検討会を開催する。

イ 実態把握調査の実施

蜂群配置の基礎となる蜜源の状況や蜜蜂の飼育の状況等の実態把握調査を行う。

ウ 蜜源の整備・活用計画の作成

蜜源植物の保護増殖を図るため、蜜源の整備・活用計画を作成する。

エ 蜂群の配置調整方針等の作成

蜂群配置の適正等を図るため、蜂群の配置調整方針等を作成する。

(2) 蜜源植物の植栽支援事業

花粉交配用蜜蜂を安定的に増殖させるため、夏場以降に不足する蜜蜂の蜜源を含め、蜜源植物の植栽を実施する。

ア 情報共有会議の開催

蜜源植物の植栽面積や植栽が可能なほ場、山林、河川敷等の調査、今後における蜜源植物増殖などの方策を検討する「情報共有会議」を開催する。

イ 蜜源植物の植栽

花粉交配用蜜蜂を安定的に増殖できる環境を整備するため、地域の土壌や気候に適した蜜源植物を検証・選定し、その植栽を行う。

(3) 飼養管理等のデータ収集調査事業

花粉交配用蜜蜂の安定確保のため、リース・レンタル用の蜜蜂を活用し、養蜂家及び園芸農家における飼養管理等のデータ収集調査を実施する。

ア 情報共有会議の開催

リース・レンタル用の蜜蜂を活用し、花粉交配用蜜蜂の安定確保に資するため、今後の飼養管理等の方策を検討する「情報共有会議」を開催する。

イ データ収集調査

養蜂家及び園芸農家における蜜蜂の適切な飼養管理等が行われるよう、飼養管理等のデータ収集調査を行う。

(4) 花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業

クロマルハナバチ等の蜜蜂以外の訪花昆虫について、障害果の発生、帰巢能力等について検証を行い、利用する技術の確立・普及を図る。

ア 検討会の開催

障害果の発生、帰巢能力等の検証を行うため、園芸農家における実証ほ、園芸作物の種類等を検討する「検討会」を開催する。

イ 実証ほの設置・検証

適切な園芸作物を選定し、設置面積に見合ったコロニー数を設定し、実証ほを設置の上、検証する。実証ほの設置にあたっては、当該技術を確立・普及する上で必要かつ十分な規模を確保する観点から、一定の経営規模を有する農家等のほ場に、当該実証ほを設置し、管理を委託することができるものとし、当該受託者に対する実証ほの借上相当経費、追加的に必要となる肥料や農薬等の生産資材の掛増経費を、3ヘクタールを限度として補助対象経費として計上できるものとする。この場合、実証ほの借上相当経費については、当該地域の標準小作料単価を用いて算出するこ

ととする。また、技術普及のためのマニュアル作成等を積極的に行うものとする。

第4 事業実施計画

1 要綱第5の1の(1)の生産局長が別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。

(1) 蜜源等実態把握調査事業

事業実施主体は、別記様式第1-1号に基づき蜜源等実態把握調査事業の事業実施計画（以下「蜜源等実態把握調査事業実施計画」という。）を作成するものとする。

(2) 蜜源植物の植栽支援事業、飼養管理等のデータ収集調査事業、花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業

事業実施主体は、別記様式第1-2号に基づき、蜜源植物の植栽支援事業、飼養管理等のデータ収集調査事業、花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業の事業実施計画（以下「養蜂等振興推進事業実施計画」という。）を作成するものとする。

2 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 蜜源等実態把握調査事業

ア 要綱別表5のVの1の事業内容の欄に掲げる取組の中止

イ 蜜源等実態把握調査事業実施計画に定める成果目標の変更

ウ 補助事業費の3割を超える変更

(2) 蜜源植物の植栽支援事業、飼養管理等のデータ収集調査事業、花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業

ア 要綱別表5のVの2、3、4の事業内容の欄に掲げる取組の中止

イ 養蜂等振興推進事業実施計画に定める成果目標の変更

ウ 補助事業費の3割を超える変更

第5 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、事業実施計画に記載された年度の1年間とする。

第6 事業の成果目標

1 要綱第4の1の成果目標は次に掲げるとおりとする。

(1) 蜜源等実態把握調査事業

蜜源整備・活用計画や蜂群の配置調整方針等が関係する都道府県や市町村により公表され、当該方針等を活用した蜂群の配置調整回数、指導件数等が平成25年度と比べて増加すること。

(2) 蜜源植物の植栽支援事業

園芸農家へ花粉交配用蜜蜂の貸出し等を行っている養蜂家の平成28年1月1日現在の飼育箱数が平成26年1月1日現在の飼育箱数と比べて増加すること。

(3) 飼養管理等のデータ収集調査事業

返還されたリース又はレンタルの花粉交配用蜜蜂の生存率の割合が平成25年度と

比べて5%以上増加すること。

(4) 花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業

蜜蜂以外の訪花昆虫で受粉した作物の正常果の割合を平成25年度と同じ割合以上にすること。

2 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、平成27年度とする。

第7 事業の承認・手続及び着手

1 事業の承認・手続

- (1) 事業実施主体は、別記様式第2号に基づき事業実施計画承認申請書を作成し、都府県にあっては地方農政局の地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあっては、直接。）、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 地方農政局長は、要綱別表5のVに定める要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第3号により、承認した旨を通知するものとする。
- (4) 別に定める公募要領により選出された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。
- (5) 地方農政局長は、事業の円滑な実施に資するため、要綱第9に基づき関係都道府県との間で情報共有をするものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により、都府県にあっては地方農政局の地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長へ提出するものとする。
- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、協議会は交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第7の規定による交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) (1)のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、地方農政局長

は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費のうち事業に直接要する別紙の経費であって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別紙の費目ごとに経費を整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。

(1) 蜜源等実態把握調査事業

検討会の開催に要する経費や実態把握調査に要する経費であること。

(2) 蜜源植物の植栽支援事業

情報共有会議の開催に要する経費、蜜源植物の植栽に要する経費であること。ただし、蜜源植物の植栽に要する経費は新規・拡大部分のみ対象とする。また、土地の借上費については補助対象としない。

(3) 飼養管理等のデータ収集調査事業

情報共有会議の開催に要する経費、データ収集調査に必要なリース・レンタル用巣箱等の導入に要する経費であること。

(4) 花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業

検討会の開催に要する経費、実証ほの設置や実証に要する経費であること。

2 次の取組は国の助成の対象としない。

(1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組

第9 事業実施状況の報告等

要綱第6の1の生産局長が別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、別記様式第5号により、当該年度の事業実施状況について、翌年度の7月末日までに、都府県にあっては地方農政局の地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第10 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式第6号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業

評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、蜜源等実態把握調査事業については、別記様式第7-1号、その他の事業については、別記様式第7-2号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第7-1号、第7-2号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長（生産局長を除く。）は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

養蜂等振興推進事業補助対象経費

養蜂等振興推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまで（樹木については、蜜源としての効果が得られるまで）は、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	

	印刷製本費	事業を実施するために 直接必要な資料等の印刷 費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために 直接必要な図書、参考文 献の経費	
	原材料費	事業を実施するために 直接必要な試作品の開発 や試験等に必要な原材料 の経費	・ 原材料は物品受払簿で管 理すること。
	消耗品費	事業を実施するために 直接必要な以下の経費 ・ 蜜源植物の植栽に必要 な種子、肥料等の資材 ・ 短期間（補助事業実施 期間内）又は一度の使用 によって消費されその 効用を失う少額な物 品の経費 ・ C D－R O M等の少額 な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な 器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管 理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために 直接必要な会議の出席ま たは技術指導等を行うた めの旅費として、依頼し た専門家に支払う経費	
	専門家旅費	事業を実施するために 直接必要な情報収集等 を行うための旅費として専 門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために 直接必要な資料整理、補	・ 謝金の単価の設定根拠と なる資料を添付すること

		助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書	

		に貼付する印紙の経費	
--	--	------------	--

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」
（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところ
により取り扱うものとする。
- 2 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入
及びリース・レンタルの場合